

鶴岡工業高等専門学校学生課非常勤職員（事務補佐員）の公募

- 1 募集人員 1名
- 2 職 種 事務補佐員
- 3 職務内容 (1) NIAD事業に関する授業の事務補助, 各種文書等の作成・管理
(2) NIAD 事業の予算・スケジュール管理, ホームページの作業, 接客・電話対応などの雑務
(3) NIAD 事業に関する各種発注補助, 購入資産の管理補助
(4) その他 NIAD 事業に関連した学生課長が必要と認めた業務

(NIAD 事業: 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から採択を受けた大学・高専機能強化支援事業)
- 4 勤務場所 鶴岡工業高等専門学校
- 5 雇用期間 採用決定後の可能な限り早い時期～令和9年3月31日まで
(翌年度以降契約更新の可能性有り, 最大で5年)
- 6 勤務形態 月～金曜日の8時30分～15時15分
1日 6時間 休憩 45分(12時00分～12時45分)
※勤務時間については相談可能です
※時間外労働(月平均5時間)を命じる場合があります
- 7 休 暇 国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則及び国立高等専門学校機構
非常勤教職員の労働時間、休暇等に関する規則による
- 8 休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始等
- 9 給 与 1, 441円(時給)
- 10 諸手当 通勤手当等(国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則による)
※支給要件を満たした場合に支給されます。
- 11 社会保険等 ・社会保険の加入状況(健康保険、厚生年金保険) 有
・雇用保険の適用 有
・労働災害による補償 有
- 12 応募資格 (1) 高校卒以上
(2) 積極的かつ誠実に行える方
(3) 正確な事務処理、丁寧な電話応対等ができる方
(4) パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)を使用して、
文書、帳票等資料作成ができる方
(5) 電子メールの操作ができる方
- 13 応募書類 履歴書(市販のもの・写真貼付)、職務経歴書(様式自由)、
誓約書(指定様式)
- 14 応募締切 令和8年10月19日(月)17時必着
ただし、応募があった方から随時選考を実施し、応募締め切りを待たず
に採用を決定する場合がありますので、応募前に本校ホームページでご
確認ください。

- 15 書類提出先 〒997-8511 鶴岡市井岡字沢田 1 0 4
鶴岡工業高等専門学校総務課人事係長宛
「学生課非常勤職員応募書類在中」と封筒の表に朱書きし、簡易書留で郵送してください。なお、日中連絡のつく電話番号を必ず記入してください。提出書類の個人情報については、選考以外の目的には使用しません。
- 16 選考方法 書類による一次選考を行います。その後、合格者を対象に面接による二次選考を行います。一次選考の採否の結果及び面接時間については、書類到着後 2 週間以内を目途に、決定次第電話又は郵送にて応募者に通知します。面接の際の旅費負担は、本人の負担となります。
- 17 その他
- ・業務従事に当たっては、令和 8 年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
- 18 問合せ先 鶴岡工業高等専門学校総務課人事係
TEL 0235-25-9015 E-mail: jinji@tsuruoka-nct.ac.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。